

契約情報公表に必要な事項に関する取扱

平成20年3月14日
理事長 裁定

(趣旨)

第1条 この取扱は、独立行政法人国立文化財機構契約情報公表要項第2条に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）における内容を公表する契約に関し、公表に必要な事項を定める。

(内容を公表する契約)

第2条 公表の対象とする契約は、次の契約のうち、機構の支出の原因となる契約とする。

(1) 競争契約

独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則（以下「細則」という。）第7条の規定により締結された一般競争契約及び細則第8条の規定により締結された指名競争契約。

(2) 随意契約

細則第9条第1項の規定により締結された随意契約のうち、予定価格が同条第1項第3号に掲げる金額を超えるもの及び同条第2項の規定により締結された随意契約。

ただし、陳列品に関するもの及び細則第9条第1項第1号アに該当するものについては、第3条の(1)並びに(2)のうち①及び④の項目の内容が具体的に特定されない表現により公表することができるものとする。

(契約の内容で公表する事項)

第3条 公表する契約の内容で、公表する事項は次のとおりとする。

(1) 競争契約

- ① 契約に係る工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量
- ② 契約担当者等の氏名並びにその所属する施設等の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別
- ⑥ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑦ 契約金額
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）

(2) 随意契約

- ① 契約に係る工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量
- ② 契約担当者等の氏名並びにその所属する施設等の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

- ⑤ 随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由
- ⑥ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑦ 契約金額
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。ただし、予定価格を公表しない場合及び予定価格を作成しない場合を除く。）
- ⑨ 機構の主務官庁が所管する公益法人と随意契約を締結する場合において、当該法人に機構の常勤の役職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していた場合はその人数

（再就職及び一定金額以上の取引高）

第4条 契約の相手方が(1)に掲げる要件のいずれにも該当するときは、前条(1)又は(2)に併せて、(2)に定める事項を公表することとする。

(1) 要件

- ① 機構において役員を経験したものが再就職していること又は機構において課長相当職以上の職を経験した者が役員等（役員その他、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められるものを含む）として再就職していること。
- ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入（総売上高又は総事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）の3分の1以上を占めていること。

(2) 公開する情報

- ① 前項①に定める再就職者の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める、機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

附 則

この取扱は、平成20年3月14日に制定、同日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この取扱は、平成23年4月8日に制定、同日から施行し、平成23年4月1日から適用する。